

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(兵庫県指定 第2871600017号)

当事業所は利用者(契約者)(以下利用者という)に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- 利用者の心身の状況や利用者とその家族等の希望をお伺いして、「居宅サービス計画(ケアプラン)」を作成します。
- 利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 千鳥会
- (2) 法人所在地 兵庫県淡路市大町畑字丈尺597番地4
- (3) 電話番号 0799-62-5100
- (4) 代表者氏名 理事長 吉村 秀樹
- (5) 設立年月 平成4年4月1日

2. 事業者の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的 居宅要介護者が可能な限り居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むために必要な保健・医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を受けられることができるよう努めます。
- 居宅要介護者等の依頼を受け、その方の心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者やその家族の希望などを勘案します。
- 利用する指定居宅支援サービス等の種類や内容を定めた、居宅サービス計画の作成を行う。当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、その他の機関との連絡調整、又その他の便宜の提供を行い、当該居宅要介護者等が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設等の紹介の提供を行います。
- (3) 事業所の名称 千鳥会在宅介護支援センター
平成12年4月1日指定 兵庫県2871600017号
- (4) 事業所の所在地 兵庫県淡路市大町畑字丈尺597番地4
- (5) 電話番号 0799-62-5100 (代表) 0799-62-7600 (直通)
- (6) 事業所長管理者氏名 近藤 悠子
- (7) 当事業所の運営方針
- 利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して、身体介護その他生活全般にわたる援助を行います。
 - 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。
 - 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。
 - 事業の実施に当たっては、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。
- (8) 開設年月 平成9年1月20日
- (9) 事業所が行っている他の業務
- 当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。
- | | | |
|------------|-------------|----------------|
| 指定介護老人福祉施設 | 平成12年4月1日指定 | 兵庫県2871600157号 |
| 短期入所生活介護 | 平成12年4月1日指定 | 兵庫県2871600157号 |
| 通所介護 | 平成12年4月1日指定 | 兵庫県2871600132号 |

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 兵庫県淡路市・洲本市・南あわじ市

(2) 営業日及び営業時間

1) 営業日：通常月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く

2) 営業時間： 午前8時30分～午後5時30分

午前9時00分～午後6時00分までとする。

3) 時間外は法人内の特別養護老人ホーム千鳥会ゴールド、特別養護老人ホームゆうらぎ、地域密着型特別養護老人ホームほほえみにおける宿日直者により相談を受け、翌営業日に対応する。

4. 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置について、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	常勤(作業療法士兼務)	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長(管理者兼務)	1名			1名	1名	施設課長
2. 介護支援専門員	6名以上	1名	1名	6名	法定通り	

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

(例) 週8時間勤務の介護支援専門員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されるため契約者の利用料金負担はありません。

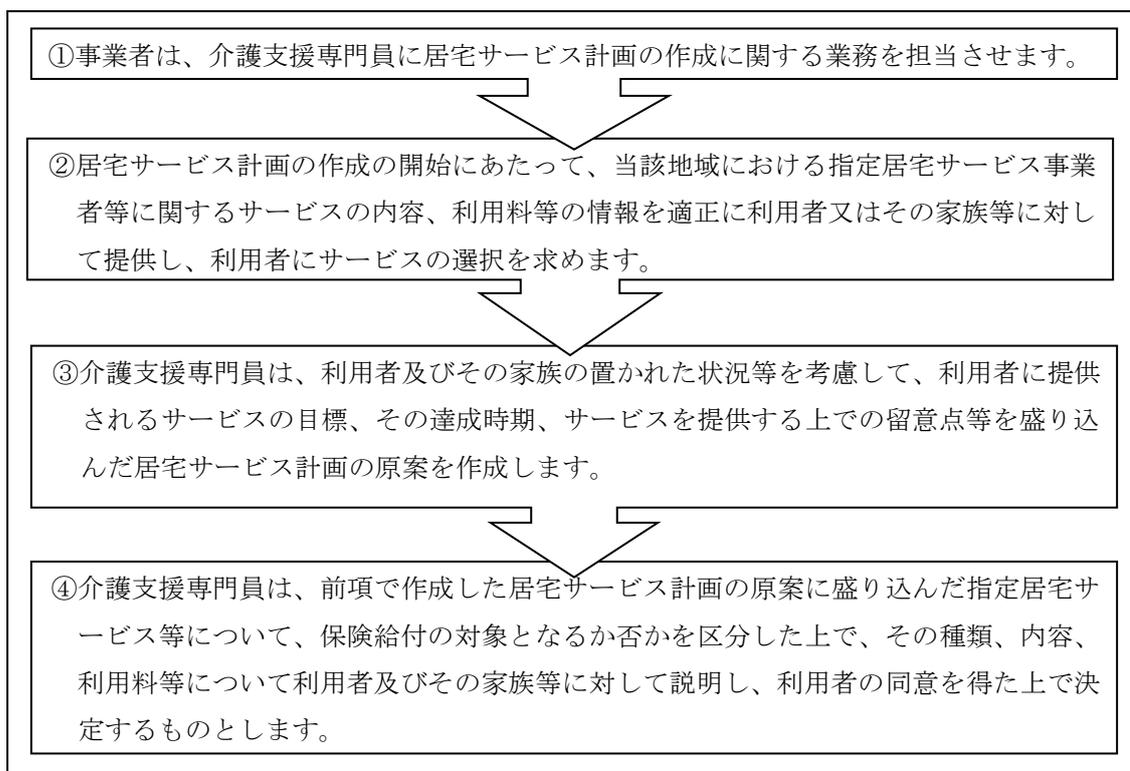
(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）

<サービスの内容>

①居宅サービス計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

＜居宅サービス計画の作成の流れ＞



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ 利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業所等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ 利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

利用者が居宅において、日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他便宜の提供を行います。

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額を一旦お支払い下さい。

要介護 1・2	要介護 3・4・5
10,420円	13,530円

※ 諸加算

【初回加算】 3,000円/月

算定要件：新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合。

【医療連携加算】 入院時情報連携加算（Ⅰ） 2,000円/月

算定要件：病院または診療所入院して7日以内に病院又は診療所に訪問し、当該病院又は診療所の職員に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合。

入院時情報連携加算（Ⅱ） 1,000円/月

算定要件：病院又は入院して7日以内に病院又は診療所に訪問する以外の方法で、当該病院又は診療所の職員に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合。

【退院・退所加算】 退院・退所加算 3,000円/月

算定要件：入院等期間中に3回まで算定可能。ただし、3回算定することができるのは、そのうち1回について、入院中の担当医等との会議（カンファレンス）に参加して、退院後の在宅での療養上必要な説明を行った上で、居宅サービス計画を作成しサービスの利用に関する調整を行った場合に限る。
原則として、退院・退所前に情報を得ることが望ましいが、退院後7日以内であれば算定可。

※ 初回加算を算定する場合は算定しません。

【特定事業所加算 I】 5,000円/月

【特定事業所加算 II】 4,000円/月

【特定事業所加算 III】 3,000円/月

算 定 要 件	(I)	(II)	(III)
①常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置していること		○	○
②常勤専従の主任介護支援専門員を2名以上配置していること	○		
③常勤専従の介護支援専門員を2名以上配置していること			○
④常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置していること	○	○	
⑤法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制の整備している事	○	○	○
⑥利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に関わる伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること	○	○	○
⑦算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3から要介護5である者の割合が4割以上であること	○		
⑧24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。	○	○	○
⑨介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。	○	○	○
⑩地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合に置いても居宅介護支援を提供していること	○	○	○
⑪地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	○		
⑫運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○
⑬介護支援専門員一人当たりの利用者の平均件数が40件以上でないこと	○	○	○

注) (I) の2名とは別に④を置く必要がある。

(II) の1名とは別に④を置く必要がある。

(III) の1名とは別に③を置く必要がある。

【緊急時カンファレンス加算】 2,000円/回

算定要件 : 病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。(1月に2回まで算定可能)

【小規模多機能型居宅介護事業所連携加算】 3,000円/回

算定要件 : 小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を提供し、居宅サービス計画の作成等に協力をした場合。

【複合型サービス事業所連携加算】 3,000円/回

算定要件 : 介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護事業所に直接出向き、利用に関する必要な情報を提供し、小規模多機能型居宅介護の居宅サービス計画等の作成に協力した場合に、原則当該情報提供・協力した月に算定。

(2) 交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合及び交通費につきましては、居宅介護支援を利用した翌月に請求書を発行致します。現金払い、振込、引き落とし等の方法でお支払いいただきます。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から 5 年間保管するとともに、利用者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他、利用者から申し出があった場合には、利用者に対し直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員又は従業員は、居宅介護支援を提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

8. 損害賠償について（契約書第 12 条参照）

事業者の責任により、利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

9. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。（契約書第 2 条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することは出来ますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了いたします。（契約書第 13 条参照）

- ①利用者が死亡した場合
- ②要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③利用者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください）

(1) 利用者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 14 条、第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、利用者から利用契約を解約することができます。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① 利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(3) 注意事項

- ① 認定の結果、自立（非該当）となった場合、認定前に提供されたサービスは保険給付の対象となりません。この場合、サービスに係る費用の全額（10 割）を利用者が負担することになります。
- ② 認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が認定後の区分支給限度額を上回った場合、保険給付されないサービスに係る費用の全額を利用者が負担することになります。
- ③ 認定の結果、認定前に提供されたサービスのうち、保険給付されないサービスがある場合には当該サービスに係る費用の全額を利用者が負担することになります。

10. 苦情の受付について (契約書第 17 条参照)

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受付けます。

○苦情受付窓口 (担当者)

[職名] 施設課長 (居宅管理者) 近藤 悠子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～18:00

(2) 行政機関その他苦情受付期間

国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号 (078) 332-5617 FAX番号 (078) 332-5650 受付時間 9:00～17:15 月～金
淡路市役所健康福祉部 長寿介護課介護保険係	所在地 兵庫県淡路市生穂新島8番地 電話番号 (0799) 64-0001 FAX番号 (0799) 64-2529 受付時間 9:00～17:00 月～金
第三者委員 松田義秋	所在地 兵庫県淡路市中田3885番地 電話番号 (0799) 62-0298 受付時間 9:00～17:00 月～金
第三者委員 仲野和美	所在地 兵庫県淡路市佐野2023番地5 電話番号 (0799) 65-0055 受付時間 9:00～17:00 月～金

西暦 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い交付しました。

居宅介護支援事業所 千鳥会在宅介護支援センター

説明者職名 介護支援専門員 氏名 _____印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者（契約者）

住所 _____

氏 名 _____印

署名代行者住所 _____

氏 名 _____印

（利用者との関係 _____）

立会人住所 _____

氏 名 _____印

（利用者との関係 _____）